

## パブリックコメントの回答について

「(仮称)多治見市タバコの害から市民を守る条例(案)の制定について」のパブリックコメント募集手続きについては、令和元年7月8日(月)から令和元年8月7日(水)まで募集し、626人から856件のご意見が提出されました。いただきました主なご意見と市の考え方は以下のとおりです。なお、令和元年6月26日(水)から令和元年7月8日(月)に行った「(仮称)多治見市受動喫煙防止条例(案)の制定について」の意見募集(パブリックコメント)で提出された意見も併せて集計及び掲載しております。

### (1) 意見提出者の内訳(人)

合計	市内	市外	県外	不明
626	108	58	265	195

### (2) 内容の分野別内訳(件) ※複数回答有

分野	条例の制定に関すること	条例の名称に関すること	喫煙場所の設置に関すること	加熱式タバコに関すること	路上禁煙地区および歩きタバコに関すること	その他	計
件数	193	21	307	165	16	154	856

※寄せられたご意見と回答については、取りまとめの都合上類型化しています。

### 【条例の考え方について】

いただいた主な意見	市の考え方
受動喫煙は健康に悪影響を与えることは科学的に明らかにされており、市民の健康増進を図ることを目的とした心身への悪影響から保護する環境づくりのためにも、市独自の施策として市民を守る条例の施行を全面的に支持する。	受動喫煙は健康に悪影響を及ぼすことが科学的に明らかとなっております。本市では平成14年度からたじみ健康ハッピープランの重要施策として喫煙対策に取り組んで参りましたが、平成28年度の市民健康調査で、「受動喫煙を有する人の割合」について、目標値15%とは大きく離れた結果でした。また平成30年度乳幼児健診で661人に行ったアンケート結果では、「屋内で受動喫煙を受けた場所」としては飲食店が最も多いなどの課題や「受動喫煙対策の強化に賛成」な人は92.7%であったことを受け、喫煙対策をより一層推進するために条例を制定することと致しました。 平成31年1月には、改正健康増進法における地方公共団体の責務に関する事項で「各地方自治体の実情
国の法律以上に厳しい独自の条例を制定する必要はない。	
喫煙にて脳血管・心疾患の発症リスクは高まり、その医療費は莫大なものとなっている。医療費を抑えるためにもその予防は重要である。	
受動喫煙を発生させない喫煙者側の努力は必要だが、実効性のある対策を検討するべきである。	
喫煙者を排除する条例には反対。喫煙者のマナー向上を図り、各自の判断で適切に喫煙すればよい。	
多治見市にも多くのたばこ税が入っているが、負担しているのは、喫煙者である。たばこ税を返納するか、たばこ税を受け取るのであれば、必要最小限の喫煙環境は整えるべきである。	
法律以上の規制強化をする理由やたばこ税の用途を説明するべきである。	
市はたばこ税を受け取るべきではない。市内のタバコ販売をやめるか、全額対策に使うべきである。	
たばこ税は、タバコと受動喫煙対策を含め健康づくりの施策に活用することを検討してほしい。	
喫煙者の団体や代表と対話をして少しずつ進めてほしい。	

<p>喫煙者非喫煙者も共存できる条例が制定されることを期待する。</p>	<p>に応じた条例の策定等を通じた望まない受動喫煙が生じない環境づくりに努めることとされております。また、改正健康増進法では「何人も、喫煙する際、望まない受動喫煙を生じさせることのないよう周囲の状況に配慮しなければならない」と定めており、改正健康増進法の実効性を高めるためにも条例を制定し、誰もが健康で暮らせるまちの実現に向けた環境整備や市民への普及啓発を強化して参ります。なお、たばこ税は普通税であり、様々な事業に使われるものであるため、市の施策全般に活用して参ります。</p>
--------------------------------------	--

#### 【条例の名称について】

いただいた主な意見	市の考え方
<p>名称に賛成。新型タバコも含むすべてのタバコの害に対して市民を守る趣旨がよい。受動喫煙という加熱式タバコが含まれないようとられることがあるから、スモーク（煙）ではなく、「タバコ」がわかりやすい。</p>	<p>本条例（案）は、喫煙者を否定するものではありません。しかしながら、受動喫煙による健康への悪影響については明らかとなっています。市としては、次世代の喫煙者をつくらないように、子どもを含め、タバコは健康にとって害があることを幅広く周知していくために、わかりやすい名称と致しましたのでご理解ください。</p>
<p>タバコの害から市民を守る条例という名称は、「害」ではなく「タバコ」を排除しているように見える。</p>	
<p>「タバコの害」という表現はあまりにも直接的なので、変更したほうがよい。</p>	
<p>条例名に「タバコの害」と付けるのは反対。タバコは国が認める嗜好品ではないか。喫煙者を悪者扱いしているように感じる。</p>	
<p>条例名に悪意を感じる。喫煙者＝害なのか。喫煙者をいじめ、排除しようとしていると思える。</p>	

#### 【喫煙場所について】

いただいた主な意見	市の考え方
<p>飲食店で禁煙場所でもタバコのおいがしたり、本当に分煙になっているのか疑問に思う時がある。おいしい料理をタバコの煙のない所でおしくいただきたい。禁煙場所を望んでいる人は多いと思う。</p>	<p>改正健康増進法では、喫煙可能場所への20歳未満の者の立ち入りを禁止しております。</p>

喫煙所を設置することはその部屋の出入りの際に煙やにおいが漏れたり、喫煙後すぐにそこから喫煙者が出れば喫煙者の息にも有害物質が出ていて、それを周りの人も吸うことになるので、屋外であっても喫煙室を設置しないという施策に賛成である。	<p>飲食店につきましては、市内の多くの店舗が小規模飲食店と予想されることから、誰もが安心して飲食できる店の選択肢を増やすために、条例（案）においては経過措置なしで、大規模飲食店と同様に原則屋内禁煙または、国の基準に合った喫煙専用室の設置による環境整備に努めていただくようお願いするものです。なお、飲食店が屋外に喫煙所を設置することにつきましては、規制するものではありません。平成 22 年度に公共施設敷地内禁煙を実施以降、市民の皆様意識は高まっており、禁煙のルールが守られております。本条例（案）で追加する公園や屋外体育施設等につきましても、多くの施設では既に禁煙化に協力して頂いており、子どもが利用する場所などの理由からも喫煙所の設置はしないこととしております。なお、たばこ税は普通税であり、様々な事業に使われるものであるため、市の施策全般に活用して参ります。</p> <p>また、ポイ捨てについては、「ごみの散らばっていないきれいなまちにする条例」において、タバコの吸い殻等のマナーやポイ捨てを規制していますので、関係機関と協力しながら周知啓発を実施して参りますので、ご協力をお願い致します。</p>
多治見市内は小規模飲食店が多いと思うので、健康増進法だと喫煙できるお店にしてしまうところが多くることが心配。そうすると子どもと一緒に入れるお店が少なくなって困るので、経過措置を無くす施策について賛成である。	
市庁舎敷地や公園で喫煙する場所がなくなると、ポイ捨てや清掃が大変になると思う。	
灰皿がないとポイ捨てするので、駅周辺等隔離された場所に喫煙場所を設置すべきである。	
喫煙しない人に煙を吸わせないことが目的なら、多数の人が通らないところに喫煙所を設置したり、禁煙や喫煙可の標識を見て市民が判断出来る環境を整えればよい。	
小規模飲食店に関しては経過措置なしとしているが、居酒屋等ではお酒と一緒に喫煙を愉しむ人もいるはず。店としても死活問題になりかねない。	
屋内屋外関係なく喫煙できる場所を設置してほしい。	
受動喫煙防止目的とするのであれば、喫煙禁止場所を設けるとともに、たばこ税を活用して喫煙場所を設置して「分煙」を推進すればよいと考える。非喫煙者と喫煙者が共存できる環境づくりが市民にとっても多治見市を訪れる人にとっても最適と考える。	
タバコに対する取り組みは、愛煙家もいることから害があるからといって全面的に禁止することは難しい。しかし、副流煙などに対する健康被害も実証されていることもあり、喫煙スペースを設置して楽しくタバコを吸える環境づくりを考えてほしい。	
条例を作っても所詮喫煙者のマナー次第だと思う。屋外に喫煙所を設けるなどして分煙化したほうが、ポイ捨て防止や受動喫煙防止に効果的ではないか。たばこ税の一部で喫煙者のための喫煙所を設置し、分煙化を図ってほしい。	
喫煙できるスペースを公共の場に設置し、規制を強化するだけでなく非喫煙者と喫煙者を尊重する分煙を推進するべきと思う。	
公園等で喫煙できなくなると、公園付近の路上でのポイ捨てが増え美観が損なわれたり、歩きタバコをする人が増える。しかるべき場所に喫煙場所を設ける必要があると思う。	

### 【加熱式タバコについて】

いただいた主な意見	市の考え方
加熱式タバコは蒸気が出ており、その中に有害物質が入っていたり、喫煙者が吐く息の中にも身体に悪いものが含まれていると聞いている。厚生労働省はさらなる研究が必要と言って認めているが、これから先	加熱式タバコについては、たばこ事業法に定める製造たばこに含まれており、紙巻タバコ同様、タバコ

<p>の健康被害が現時点で完全に否定できないのであれば、予防という観点から加熱式タバコと同様に考えるのは当たり前のこと。加熱式タバコを吸いながら飲食できる部屋の設置は認めないことに賛成である。</p>	<p>葉を使用しております。国も「加熱式タバコの主流煙に健康影響を与える有害物質が含まれていることは明らかであるが、販売されて間もないこともあり、現時点までに得られた科学的知見では、加熱式タバコの受動喫煙による将来の健康影響を予測することは困難。今後も研究や調査を継続していくことが必要」としております。また、WHO（世界保健機関）は加熱式タバコについて、「タバコ葉を含むすべてのタバコ製品は有害あり、加熱式タバコも例外でない。そのため、他のタバコ製品と同様、タバコに関する政策や規制の対象とすべき」としています。このことから、飲食店の従業員等は自らの意思で受動喫煙を避けることができないこともあり、本条例（案）では、加熱式タバコも規制対象に含めました。</p>
<p>いつも禁煙店を探して飲食店に行っている。タバコを吸う人がいると食べものがおしくない。加熱式タバコは、紙巻タバコほどではないが、においがあり不快なので、紙巻タバコと同じ規制でよい。</p>	
<p>加熱式タバコが発売されてから、他人に害が少ないと思うのか路上禁煙地区での喫煙をよく見かける。タバコの煙を吸わなくて良い自由の権利の方が無いがしろにされやすい。</p>	
<p>加熱式タバコを紙巻タバコと同等に規制としているのはなぜか。加熱式タバコにおいては、厚生労働省も今後さらなる研究が必要としているとしている。同等に規制するのはおかしい。加熱式タバコは規制対象から除外してほしい。</p>	
<p>周囲の環境に配慮したり、健康被害が軽減できると思い加熱式タバコに切り替えた人は大勢いると思う。喫煙者として配慮しているので、加熱式タバコは規制対象から除外してほしい。</p>	
<p>加熱式タバコは火を使わないため、火災の危険はなくタールもないし、煙は蒸気であり副流煙は発生しないため、規制対象から除外してほしい。</p>	
<p>タバコ会社の努力で作られた製品であるのに、科学的根拠を示さず、紙巻タバコと同様に規制するのに反対である。</p>	
<p>加熱式タバコを規制されると商売に大きな影響が出るので除外してほしい。</p>	

**【路上禁煙及び歩きタバコ等について】**

いただいた主な意見	市の考え方
<p>歩きタバコの禁止など、吸う方のマナーに関する規制内容に賛同する。</p>	<p>「路上喫煙の防止に関する要綱」を廃止し、本条例（案）にその内容を盛り込むこととなります。指定区域は、原則要綱と同じですが、多治見駅南地区の再開発に伴い駅西駐車場は除外することとなります。これまでの実施してきた路上禁煙地区の周知啓発に歩きタバコの防止も加え、周知啓発を推進してまいります。</p>
<p>路上禁煙地区を指定された地区の境界でのまぎらわしい喫煙が増えるため、すべて路上禁煙でよい。</p>	
<p>道ですれ違う時や店内でタバコの煙を吸うと大変苦痛。受動喫煙防止や歩きタバコ禁止に賛成である。</p>	
<p>以前はヘビースモーカーで歩きタバコをしていたが禁煙表示を見て慌てて消していた。禁煙地区には大きなくらい標示をするのが効果的だと思う。歩きタバコの規制に賛成である。</p>	
<p>自らの意思で場所を選択できない子どもたちへの受動喫煙の防止は特に進めてほしいので、公園や屋外体育施設の禁煙に賛成である。スクールゾーンの禁煙時間帯を設定したらどうか。</p>	

【その他】

いただいた主な意見	市の考え方	
全体に努力義務が多すぎる。市立の施設でなくとも、学校・病院・児童福祉施設等は、義務化するのが当然ではないかと思う。あまりにも消極的過ぎるのではないか。また、既存小規模飲食店であっても、経過措置を設けて屋内禁煙を義務化したらどうか。	健康増進法においても、子どもなど20歳未満の者は受動喫煙による健康影響が大きいことを考慮し対策がとられています。本条例（案）では、子どもを守るというテーマをより強化するために、20歳未満の者の周辺での禁煙を規定しました。また、次世代を担う子どもたちへの教育的な啓発を推進するためにもいただいたご意見を今後の取組みの参考とさせていただきます。	
妊婦や子どもが知らず知らずのうちにタバコの害にさらされている現状を少しでも改善していくために、20歳未満の若い人の周辺では喫煙しないよう努めることは非常によいことだと思う。		
自らの意思で場所を選択できない子どもたちへの受動喫煙の防止は特に進めてほしいので、小さな飲食店の経過措置をなしにすることや公園や屋外体育施設の禁煙にも賛成である。		
大人の義務として子どもをタバコによる心身への悪影響から保護する環境づくりが大切だと思う。		
道路など公共の場で喫煙してほしくないので、条例に賛成である。		
大人になってニコチン依存症にならないために、幼稚園・保育園、小中学校で子どものころから喫煙防止教育をしっかりやってほしい。		受動喫煙による健康への悪影響は、肺がんや循環器疾患、乳幼児突然死症候群、小児の喘息などのリスクが上昇するとされています。本条例（案）は、たじみ健康ハッピープランの喫煙対策における環境整備を強化し、市民の受動喫煙及び身体等への被害の防止、市民の健康増進を図ることを目的とし、公共の場における喫煙の制限について定めたものであり、喫煙を一律に規制するものではありません。受動喫煙による健康への悪影響や市の喫煙対策全般について、様々な機会を活用して啓発に努めてまいりますので、ご理解ご協力いただきますようお願い致します。
条例が制定されて市民の意識があがるとよい。		
禁煙の標識の場合、禁煙の標識を見やすい場所に掲示することは義務化しても良いのではないか。		
妊婦も受動喫煙から守るよう努力規定とし、喫煙可能場所への立ち入り禁止規定を設ける、また妊婦の喫煙禁止を設けるのがよい。		
喫煙者の禁煙を支援するために禁煙治療の助成について考えてほしい。		
従業員や利用客を受動喫煙から守る観点から小規模飲食店の禁煙化のための助成費制度も考えてほしい。		
受動喫煙は喫煙している時に発生するだけでなく、3次喫煙のことまで考えないといけない。		
タバコの害による子どもの環境、健康面への影響について皆にももっと知ってほしい。		
条例制定より国の法律に従いその実効性を高めることではないのか。		
喫煙者非喫煙者も共存できる条例が制定されることを期待する。		
タバコ販売禁止条例をつくったらどうか。		
生活基盤に影響の出るタバコ販売店や飲食店の意見は反映されているのか疑問である。		
人間にはリフレッシュタイムが必要。ストレス増加での健康リスクもある。		
市民を守る条例を制定するならタバコばかりに目を向けず、タバコより有害なPM2.5も条例に加える必要がある。健康に悪いのであれば排気ガスの方が悪い。タバコがクローズアップされる意味が分からない。		
消えゆくタバコ店やタバコ農家に対する思いやりや補償制度を考慮してほしい。		
喫煙者は認知症になりにくいと聞いている。タバコが害ならばその根拠データを公表してほしい。		
事業者や国内外の利用者も混乱を招く恐れがあるのではないか。		

夏の高温で知名度が上がった多治見市なのでもっと先進的な考えをもってほしい。	
喫煙は法律で認められており、健康へのリスクを知った上で吸うか吸わないかは個人の自由だと思う。	
子どもや市民を守るというのなら飲酒の問題や児童虐待問題に力を注ぐのが行政の仕事ではないか。	
喫煙者の権利を奪うことは人種差別と考える。行政が少数の喫煙者いじめをしている。	
タバコで生計を立てていた人間にとって、今の「タバコ」の扱われ方が悲しい。	
なぜ国民が健康になってほしいのかを明確にするべきである。	
市が管理しない施設は各々の管理者に判断を委ねるべきである。	
ガンを撲滅させるなら喫煙が問題ではなく早期発見が大原則。ガン検診受診率 100%を目指したらどうか。	
努力義務を怠り禁煙を無視しているお店は、市民に公開することが必然ではないか。	
他にも避けたい害がある中でタバコがクローズアップされる意味が分からない。	
規制の強化は飲食店等の減収にもつながる。飲食店に対して、厚生労働省からの助成金以外の市独自の補助があるべき。	